

 <p>千葉開府 Road to 900 since 1126</p>	平成31年4月4日
	【一般廃棄物に関すること】 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 電話 245-5680 内線 6482
	【産業廃棄物に関すること】 環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室 電話 245-5681 内線 6472

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

1 対象事業者

(1) 名称

大西総業株式会社

(2) 代表者

代表取締役 齊木 秀一

(3) 所在地

若葉区源町566番地の7

2 命令発出年月日

平成31年4月4日（木）

3 命令内容

一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の全部の停止

4 停止期間

平成31年4月18日（木）から5月17日（金）（30日間）

5 根拠法令

法第7条の3第1号、第3号及び第14条の3第1号

6 命令発出理由

当該事業者は、平成30年11月22日（木）に、家庭から排出された一般廃棄物を産業廃棄物許可車両で収集し、許可を受けた事業の範囲に積替え保管が含まれていないにもかかわらず、当該事業者の産業廃棄物中間処理場において法第7条の2第1項で定められた事業範囲の変更許可を受けることなく積替えを行ったため、上記「3 命令内容」の事業停止命令の発出に至った。